陸上自衛隊達第３２―１６号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令（昭和３８年防衛庁訓令第２１号）第１０条第２項及び第１１条の規定に基づき陸上自衛官の特技に関する達を次のように定める。

昭和４５年２月２１日

陸上幕僚長　陸将　山田　正雄

陸上自衛官の特技に関する達

改正　昭和45年 6月17日達第122―72号　昭和46年 4月 8日達第122―78号
昭和46年 7月22日達第122―81号　昭和47年 3月22日達第122―87号
昭和47年 7月 1日達第122―88号　昭和47年12月27日達第41―２―２号
昭和48年10月16日達第122―93号　昭和49年 6月 8日達第32―16―１号
昭和49年 7月25日達第122―98号　昭和50年 2月12日達第122―100号
昭和50年 7月26日達第122―102号　昭和51年 3月 5日達第122―104号
昭和51年 8月19日達第32―16―２号　昭和52年 2月21日達第122―106号
昭和53年 1月13日達第122―108号　昭和55年 3月15日達第32―16―３号
昭和55年 6月30日達第32―16―４号　昭和56年 2月23日達第122―116号
昭和56年 8月18日達第122―118号　昭和57年 4月30日達第122―119号
昭和58年 2月18日達第32―16―５号　昭和58年 3月 8日達第122―121号
昭和58年12月20日達第50―２号　昭和60年 3月15日達第32―16―６号
昭和63年 4月 8日達第122―126号　平成 2年 3月 6日達第122―128号
平成 5年 3月30日達第32―16―７号　平成 6年 3月28日達第32―16―８号
平成 7年 3月20日達第32―16―９号　平成10年 3月20日達第122―135号
平成11年 3月25日達第122―150号　平成12年 3月27日達第122―157号
平成13年 3月27日達第122―168号　平成14年 3月27日達第122―176号
平成15年 3月25日達第122―181号　平成16年 3月29日達第122―190号
平成17年 3月24日達第122―194号　平成18年 7月26日達第122―211号
平成19年 1月 9日達第122―215号　平成19年 3月27日達第122―218号
平成20年 3月25日達第122―224号　平成21年 2月 3日達第122－230号
平成21年 7月31日達第122－235号　平成22年 3月23日達第122－241号
平成23年 4月19日達第122－250号　平成24年 3月30日達第122－254号
平成25年 3月29日達第122－259号　平成28年 3月25日達第122－277号
平成29年 3月24日達第122－282号　平成30年 3月27日達第122－293号
平成31年 3月20日達第122－299号　令和 元年 6月27日達第122－303号
令和 2年 3月25日達第122－309号　令和 3年 3月16日達第32－16－10号
令和 4年 3月16日達第32－16－11号　令和 5年 3月23日達第32－16－12号
令和 6年 3月21日達第32－16－13号　令和 7年 3月24日達第32－16－14号

（目的）
第１条　この達は、１等陸佐以下の自衛官（以下「自衛官」という。）に必要な特技の取扱要領を定め、人事管理及び教育訓練の計画及び実施の活用に資することを目的とする。
第２条　削除
（特技別充足基準の設定）
第３条　陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、陸上幕僚長が別に示すところにより毎年度部隊等の特技に応じ、特技別充足の基準を定め、常に特技別補充（教育）所要の把握をするとともに、特技者の養成確保に努めるものとする。
（適合特技によらない定員の充足）
第４条　陸上自衛隊の編制に関する訓令（昭和４４年陸上自衛隊訓令第１１号）第２条第５号に規定するその職に充てるべき特技を有しない者をもって充てる場合には次の順位により行うものとする。
(1)　同一系統の特技を有する者
(2)　関連のある職域内の特技を有する者
(3)　その他の特技を有する者
（特技認定（取消）権者）
第５条　特技の認定は、課程（集合）教育修了又は特技検定に合格したことにより認定できる特技については、当該課程（集合）教育又は特技検定を実施した部隊等の長、その他については別表第３に掲げる部隊等の長が行うものとする。
２　特技の取消しは、別表第３に掲げる特技認定（取消）権者が行うものとする。
（特技の認定）
第６条　特技の認定は、自衛官が別に示す特技職明細書の特技認定要件を具備した場合には、その都度行うものとする。
２　陸曹及び陸士の特技充足上前項により難い場合は、特技教育訓練基準に準じた教育訓練を実施し、同基準に示す到達基準に到達したと認められる者（検定要領の定めがあるものについては当該検定に合格した者）について当該特技を認定することができる。
３　陸上自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官等の人事記録の細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第３２―１０号（４７．１２．１５））第５条に規定する人事記録の保管権者（幹部自衛官にあっては、勤務記録表副本の保管権者をいう。以下同じ。）たる部隊等の長は、准陸尉が陸曹に再任用された場合には、特技認定上申手続を経ることなく、准陸尉昇任時に抹消された陸曹の特技を当該陸曹の勤務記録表に記録するものとする。
（特技の取消し）
第７条　特技認定（取消）権者は、自衛官が次の各号の一に該当した場合には、その都度特技を取り消すものとする。
(1)　心身の故障又は能力の低下により職務遂行能力が不足していると認められる場合

(2)　特技職明細書に示す当該特技の認定に必要な国家資格等又は身体（心理）要件を欠くに至った場合
(3)　人事管理上不必要と認める場合
２　人事記録の保管権者たる部隊等の長は、自衛官が次の各号の一に該当した場合には、特技取消上申手続を経ることなく当該自衛官の勤務記録表に記録されている特技を抹消するものとする。
(1)　陸将補に昇任した場合には、すべての保有特技
(2)　幹部が同一系統における上位の運用特技を認定された場合には、下位の運用特技
(3)　幹部に昇任した場合には、准陸尉又は陸曹の特技
(4)　准陸尉に昇任した場合には、陸曹の特技
(5)　陸曹に昇任した場合には、基本特技
(6)　陸曹及び陸士が現在保有している特技と同一系統の上位の特技を認定された場合には、下位の特技
(7)　特技が廃止された場合には、当該特技
（特技の認定及び取消手続）
第８条　人事記録の保管権者たる部隊等の長は、自衛官が第６条（課程（集合）教育修了又は特技検定に合格したことにより認定できる場合を除く。）又は第７条第１項の規定に該当した場合は、特技認定（取消）上申書（別紙第１）を順序を経て特技認定（取消）権者に上申するものとする。
２　特技認定（取消）権者は、前項の上申に基づき特技の認定又は取消しを行ったときは、特技認定（取消）通知書（別紙第２）を上申した部隊等の長に通知するものとする。
３　第５条第１項の規定により課程（集合）教育を修了又は特技検定に合格したことにより特技の認定を行った部隊等の長は、特技認定通知書（別紙第３）を、当該自衛官の人事記録の保管権者たる部隊等の長に通知するものとする。
（接尾記号）
第９条　専門別に区分する必要のある特技については、接尾記号表（別表第４）に定める接尾記号を付するものとする。
附　則（抄）
１　この達は、昭和 45 年４月１日から施行する。
２　陸上自衛官の特技の認定等に関する達（陸上自衛隊達第 32―12 号）は廃止する。
附　則（昭和 45 年６月 17 日陸上自衛隊達第 122―72 号）
１　この達は、昭和 45 年７月１日から施行する。
２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。
附　則（昭和 46 年６月８日陸上自衛隊達第 122―78 号）（抄）
１　この達は、昭和 46 年４月 20 日から施行する。（ただし書略）
２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は当分の間内容を修正して使用することができる。
附　則（昭和 46 年７月 22 日陸上自衛隊達第 122―81 号）

１　この達は、昭和 46 年７月 24 日から施行する。
２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和 47 年３月 22 日陸上自衛隊達第 122―87 号）

この達は、昭和 47 年３月 24 日から施行する。

附　則（昭和 47 年７月１日陸上自衛隊達第 122―88 号）（抄）

この達は、昭和 47 年７月１日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和 47 年 12 月 27 日陸上自衛隊達第 41―２―２号）（抄）

１　この達は、昭和 48 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 48 年 10 月 16 日陸上自衛隊達第 122―93 号）

この達は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附　則（昭和 49 年６月８日陸上自衛隊達第 32―16―１号）

この達は、昭和 49 年６月８日から施行し、同年６月５日から適用する。

附　則（昭和 49 年７月 25 日陸上自衛隊達第 122―98 号）

この達は、昭和 49 年８月１日から施行する。

附　則（昭和 50 年２月 12 日陸上自衛隊達第 122―100 号）（抄）

この達は、昭和 50 年３月 26 日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和 50 年７月 26 日陸上自衛隊達第 122―102 号）

この達は、昭和 50 年８月１日から施行する。

附　則（昭和 51 年３月５日陸上自衛隊達第 122―104 号）

この達は、昭和 51 年３月 15 日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和 51 年８月 19 日陸上自衛隊達第 32―16―２号）

この達は、昭和 51 年８月 20 日から施行する。

附　則（昭和 52 年２月 21 日陸上自衛隊達第 122―106 号）

この達は、昭和 52 年３月 25 日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 13 日陸上自衛隊達第 122―108 号）

この達は、昭和 53 年１月 30 日から施行する。

附　則（昭和 55 年３月 15 日陸上自衛隊達第 32―16―３号）

この達は、昭和 55 年３月 25 日から施行する。

附　則（昭和 55 年６月 30 日陸上自衛隊達第 32―16―４号）（抄）

１　この達は、昭和 55 年７月１日から施行する。（ただし書略）

附　則（昭和 56 年２月 23 日陸上自衛隊達第 122―116 号）

この達は、昭和 56 年３月 25 日から施行し、改正後の秘密保全に関する達第 30 条第１項の規定は、同月１日から適用する。

附　則（昭和 56 年８月 18 日陸上自衛隊達第 122―118 号）

この達は、昭和 56 年９月 21 日から施行する。

附　則（昭和 57 年４月 30 日陸上自衛隊達第 122―119 号）

１　この達は、昭和 57 年４月 30 日から施行する。
２　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和58年２月18日陸上自衛隊達第32―16―５号）
この達は、昭和58年３月15日から施行する。
附　則（昭和58年３月８日陸上自衛隊達第122―121号）
この達は、昭和58年３月24日から施行する。
附　則（昭和58年12月20日陸上自衛隊達第50―２号）（抄）
１　この達は、昭和59年４月１日から施行する。
附　則（昭和60年３月15日陸上自衛隊達第32―16―６号）
この達は、昭和60年４月６日から施行する。
附　則（昭和63年４月８日陸上自衛隊達第122―126号）
この達は、昭和63年４月８日から施行する。
附　則（平成２年３月６日陸上自衛隊達第122―128号）
この達は、平成２年３月26日から施行する。
附　則（平成５年３月30日陸上自衛隊達第32―16―７号）
この達は、平成５年３月30日から施行する。
附　則（平成６年３月28日陸上自衛隊達第32―16―８号）
この達は、平成６年３月28日から施行する。
附　則（平成７年３月20日陸上自衛隊達第32―16―９号）
この達は、平成７年３月28日から施行する。
附　則（平成10年３月20日陸上自衛隊達第122―135号）
この達は、平成10年３月26日から施行する。
附　則（平成11年３月25日陸上自衛隊達第122―150号）
この達は、平成11年３月29日から施行する。
附　則（平成12年３月27日陸上自衛隊達第122―157号）
１　この達は、平成12年３月28日から施行する。
２　この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第４条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第５条及び第７条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第６条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第８条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。
附　則（平成13年３月27日陸上自衛隊達第122―168号）
この達は、平成13年３月27日から施行する。（ただし書略）
附　則（平成14年３月27日陸上自衛隊達第122―176号）
１　この達は、平成14年３月27日から施行する。（ただし書略）
２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。
附　則（平成15年３月25日陸上自衛隊達第122―181号）
この達は、平成15年４月１日から施行する。ただし、中央調査隊の情報保全隊への改編等部隊の新・改編に伴う改正規定は、同年３月27日から施行する。
附　則（平成16年３月29日陸上自衛隊達第122―190号）（抄）

1　この達は、平成16年３月29日から施行する。

附　則（平成17年３月24日陸上自衛隊達第122―194号）

この達は、平成17年３月28日から施行する。

附　則（平成18年７月26日陸上自衛隊達第122―211号）

この達は、平成18年７月31日から施行する。

附　則（平成19年１月９日陸上自衛隊達第122―215号）

この達は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年３月27日陸上自衛隊達第122―218号）

1　この達は、平成19年３月28日から施行する。

2　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成20年３月25日陸上自衛隊達第122―224号）

この達は、平成20年３月26日から施行する。

附　則（平成21年２月３日陸上自衛隊達第122―230号）

この達は、平成21年２月３日から施行する。

附　則（平成21年７月31日陸上自衛隊達第122―235号）

この達は、平成21年８月１日から施行する。

附　則（平成22年３月23日陸上自衛隊達第122－241号）

この達は、平成22年３月26日から施行する。

附　則（平成23年４月19日陸上自衛隊達第122－250号）

この達は、平成23年４月22日から施行する。

附　則（平成24年３月30日陸上自衛隊達第122－254号）

この達は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月29日陸上自衛隊達第122－259号）

この達は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月25日陸上自衛隊達第122－277号）

この達は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月24日陸上自衛隊達第122－282号）

この達は、平成29年３月27日から施行する。

附　則（平成30年３月27日陸上自衛隊達第122－293号）

この達は、平成30年３月27日から施行する。

附　則（平成31年３月20日陸上自衛隊達第122－299号）（抄）

この達は、平成31年３月26日から施行する。

附　則（令和元年６月27日陸上自衛隊達第122―303号）

1　この達は、令和元年７月１日から施行する。

2　この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和２年３月25日陸上自衛隊達第122－309号）（抄）

この達は、令和２年３月26日から施行する。

附　則（令和３年３月16日陸上自衛隊達第32－16－10号）（抄）

この達は、令和３年３月18日から施行する。

附　則（令和４年３月16日陸上自衛隊達第32－16－11号）（抄）

この達は、令和４年３月 17 日から施行する。

附　則（令和５年３月 23 日陸上自衛隊達第 32－16－12 号）

この達は、令和５年３月 23 日から施行する。

附　則（令和６年３月 21 日陸上自衛隊達第 32－16－13 号）

この達は、令和６年３月２１日から施行する。

附　則（令和７年３月 24 日陸上自衛隊達第 32－16－14 号）

この達は、令和７年３月２４日から施行する。

別表第１及び別表第２　削除

別表第３（第５条関係）

幹部		
部隊等		認定（取消）権者
陸上総隊	団	団長
	中央情報隊	中央情報隊長
	上記以外の部隊	陸上総隊司令官
方面隊	師団	師団長
	旅団	旅団長
	団	団長
	上記以外の部隊	方面総監
富士教導団		富士教導団長
開発実験団		開発実験団長
警務隊		警務隊長
自衛隊体育学校		自衛隊体育学校長
学校及び学校に隷属する部隊等（富士教導団を除く。）		学校長
教育訓練研究本部及び本部に隷属する部隊（開発実験団を除く。）		教育訓練研究本部長
補給統制本部		補給統制本部長
補給処		補給処長
自衛隊中央病院		自衛隊中央病院長
陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院		陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院長
自衛隊地方協力本部		方面総監
自衛隊情報保全隊		自衛隊情報保全隊司令
自衛隊海上輸送群		自衛隊海上輸送群司令
上記以外の部隊（陸上幕僚監部を含む。）		陸上幕僚長

准陸尉、陸曹及び陸士					
部隊等	認定（取消）権者	部隊等	認定（取消）権者	部隊等	認定（取消）権者
連隊（大隊、補給隊、輸送隊、衛生隊を除く。）	連隊長	方面航空野整備隊	方面航空野整備隊長	学校及び学校長に隷属する部隊等（部隊訓練評価隊、航空学校各分校、教育支援飛行隊、教導隊、教育支援施設隊を除く。）	学校長
		方面航空隊（上記の方面航空隊の部隊を除く。）	方面航空隊長		
群（大隊、高射直接支援隊、施設隊を除く。）	群長	中枢交換通信隊	中枢交換通信隊長		
大隊	大隊長				
通信保全監査隊	通信保全監査隊長	方面後方支援隊 特科直接支援隊	特科直接支援隊長	航空学校霞ケ浦校、宇都宮校	分校長
中央基地システム通信隊	中央基地システム通信隊長	方面後方支援隊 戦車直接支援隊	戦車直接支援隊長	幹部候補生学校教導隊	幹部候補生学校教導隊長
サイバー防護隊	サイバー防護隊長	方面後方支援隊 通信直接支援隊	通信直接支援隊長	高射教導隊	高射教導隊長
システム防護隊	システム防護隊長	方面後方支援隊 方面輸送隊	方面輸送隊長	飛行教導隊	飛行教導隊長
中央警務隊	中央警務隊長	方面後方支援隊 不発弾処理隊	不発弾処理隊長	施設教導隊	施設教導隊長
方面警務隊（地区警務隊を除く。）	方面警務隊長	方面後方支援隊（上記の方面後方支援隊の部隊を除く。）	方面後方支援隊長	通信教導隊	通信教導隊長
地区警務隊	地区警務隊長	方面衛生隊（野外病院隊を除く。）	方面衛生隊長	武器教導隊	武器教導隊長
警務隊（上記警務隊の部隊を除く。）	警務隊長	野外病院隊	野外病院隊長	需品教導隊	需品教導隊長
情報処理隊	情報処理隊長	方面会計隊	方面会計隊長	衛生教導隊	衛生教導隊長
地理情報隊	地理情報隊長	方面情報処理隊	方面情報処理隊長	化学教導隊	化学教導隊長
基礎情報隊	基礎情報隊長	方面情報収集隊	方面情報収集隊長	部隊訓練評価隊	部隊訓練評価隊長
現地情報隊	現地情報隊長			評価支援隊	評価支援隊長
中央情報隊（上記中央情報隊の部隊を除く。）	中央情報隊長	方面通信情報隊	方面通信情報隊長	特科教導隊	特科教導隊長
		方面情報隊（上記の方面情報隊の部隊を除く。）	方面情報隊長		
中央業務支援隊	中央業務支援隊長	高射特科隊	高射特科隊長	情報教導隊	情報教導隊長
中央会計隊	中央会計隊長	無人標的機隊	無人標的機隊長	教育支援施設隊	教育支援施設隊長
会計監査隊	会計監査隊長	沿岸監視隊	沿岸監視隊長	システム開発隊	システム開発隊長
会計監査隊方面分遣隊	会計監査隊方面分遣隊長	陸曹教育隊	陸曹教育隊長	訓練評価支援隊	訓練評価支援隊長
中央輸送隊	中央輸送隊長	対舟艇対戦車隊	対舟艇対戦車隊長	装備実験隊	装備実験隊長
中央音楽隊	中央音楽隊長	空挺教育隊	空挺教育隊長	飛行実験隊	飛行実験隊長
中央管制気象隊	中央管制気象隊長	女性自衛官教育隊	女性自衛官教育隊長	部隊医学実験隊	部隊医学実験隊長
地方情報保全隊	地方情報保全隊長	冬季戦技教育隊	冬季戦技教育隊長	教育訓練研究本部（上記の教育訓練研究本部の部隊を除く。）	教育訓練研究本部長
自衛隊情報保全隊（地方情報保全隊を除く。）	自衛隊情報保全隊司令	水陸機動教育隊	水陸機動教育隊長		
		駐屯地業務隊	駐屯地業務隊長	補給統制本部	補給統制本部長
自衛隊海上輸送群	自衛隊海上輸送群司令				
特別輸送ヘリコプター隊	特別輸送ヘリコプター隊長	師団及び旅団の特科隊	特科隊長	補給処	補給処長
輸送航空隊	輸送航空隊長	師団及び旅団の偵察隊	偵察隊長	補給処支処	補給処支処長
ヘリコプター野整備隊	ヘリコプター野整備隊長	師団及び旅団の飛行隊	飛行隊長	補給処出張所	補給処出張所長
飛行隊	飛行隊長	化学防護隊	化学防護隊長	自衛隊中央病院	自衛隊中央病院長
電子作戦隊	電子作戦隊長	師団及び旅団の特殊武器防護隊	特殊武器防護隊長	陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院	陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院長
中央特殊武器防護隊	中央特殊武器防護隊長	師団及び旅団の情報隊	情報隊長	自衛隊地方協力本部	自衛隊地方協力本部長
対特殊武器衛生隊	対特殊武器衛生隊長	警備隊	警備隊長	上記以外の部隊 陸上総隊司令官直轄部隊	陸上総隊司令官
国際活動教育隊	国際活動教育隊長	後方支援連隊の補給隊	補給隊長	上記以外の部隊 方面総監直轄部隊	方面総監
爆発装置処理隊	爆発装置処理隊長	後方支援連隊の輸送隊	輸送隊長	上記以外の部隊 師団長直轄部隊	師団長
施設隊	施設隊長	後方支援連隊の衛生隊	衛生隊長	上記以外の部隊 旅団長直轄部隊	旅団長
施設器材隊	施設器材隊長	旅団の後方支援隊	後方支援隊長	上記以外の部隊 団長直轄部隊	団長
方面戦車隊	方面戦車隊長	旅団のヘリコプター隊	ヘリコプター隊長	上記以外の部隊（陸上幕僚監部を含む。）	陸上幕僚長
方面特科隊（地対艦ミサイル連隊を除く。）	方面特科隊長	旅団の施設隊	施設隊長		
対戦車ヘリコプター隊	対戦車ヘリコプター隊長	旅団の通信隊	通信隊長		
戦闘ヘリコプター隊	戦闘ヘリコプター隊長	旅団の高射特科隊	高射特科隊長		
方面ヘリコプター隊	方面ヘリコプター隊長	旅団の戦車隊	戦車隊長		
方面管制気象隊	方面管制気象隊長	自衛隊体育学校	自衛隊体育学校長		

別表第４（第９条関係）

接尾記号表

	特技職名称	特技職番号	名称	接尾記号
幹部	語学	26015	英語	e
			ロシア語	r
			中国語	c
			韓国語	k
			その他	u
	航空操縦	15011	観測ヘリコプター	o
			多用途ヘリコプター	u
			輸送ヘリコプター	c
			連絡・偵察機	l
			特別輸送ヘリコプター	s
			ティルト・ローター機	v
	運用解析	55051	長期	f
			短期	p
	無人偵察機	26016	無線誘導機	c
	誘導武器整備	18018	ホーク	h
			その他の誘導武器	g
			平成２６年度以降取得者	i
	渉外広報	55005	広報	p
			募集	r
			就職援護	c
准尉	語学	26519	英語	e
			ロシア語	r
			中国語	c
			韓国語	k
			その他	u
	偵察	55319	普通科	i
			機甲科	t
			情報科	j

	特技職名称	特技職番号	名称	接尾記号
曹士	上級語学	26517	英語	e
			ロシア語	r
			中国語	c
			韓国語	k
	初級偵察 中級偵察 上級偵察	55313 55315 55317	普通科	i
			機甲科	t
			情報科	j
	初級航空機整備 中級航空機整備 上級航空機整備 中級航空機体整備 上級航空機体整備 中級アビオニクス整備 上級アビオニクス整備 中級航空電子整備 上級航空電子整備	15103 15105 15107 15515 15517 15165 15167 15175 15177	観測ヘリコプター	o
			多用途ヘリコプター	u
			輸送ヘリコプター	c
			対戦車ヘリコプター、 戦闘ヘリコプター	a
			連絡・偵察機	l
			特別輸送ヘリコプター 練習ヘリコプター	c t
			ティルト・ローター機	v
	中級無人偵察機 上級無人偵察機	26615 26617	無線誘導機	c
			ＵＡＶ（中域用）	s
	初級ＳＡＭ 中級ＳＡＭ 上級ＳＡＭ 中級対空指揮装置整備 上級対空指揮装置整備 中級ＳＡＭ電気機械整備 上級ＳＡＭ電気機械整備 中級ＳＡＭ射統器材整備 上級ＳＡＭ射統器材整備	14313 14315 14317 17535 17537 18545 18547 18575 18577	ホーク	h
			中ＳＡＭ	m

	特技職名称	特技職番号	名称	接尾記号
曹士	初級高射火器 中級高射火器 上級高射火器	14103 14105 14107	近ＳＡＭ	c
			ＡＷＳＰ	a
	中級ＳＡＭレーダー整備 上級ＳＡＭレーダー整備	18585 18587	パルスレーダ	p
			ＣＷレーダ	c
			中ＳＡＭレーダ	m
	初級ＡＴＭ 中級ＡＴＭ 上級ＡＴＭ	11313 11315 11317	７９式対舟艇対戦車誘導弾	h
			８７式対戦車誘導弾	a
			中距離多目的誘導弾	m
	上級システム防護	55557	１種	f
			２種	s

別紙第１（第８条関係）

発　簡　番　号

宛先　　年　　月　　日

特技認定（　取　消　）上　申　書　　発　簡　者　名

（１） 階　級	（２） 職　種	（３） 氏　　名	（４） 現在保有している特　　技	認　定　要　件					(10) 認定を受ける特技	取消しを受ける特技	
				（５） 幹部上級課程又は委託教育の名称・期間	（６） 国家資格等名称及び取得年月日	（７） 学歴（学校名専攻科目、卒業年次）	（８） 配置特技職番号及び勤務期間	（９） 関連する陸曹特技		(11) 特技番号	(12) 理　由
１　尉	特	（記載例） 大空太郎	14010 14018	ＡＯＣ（高射特科） 5.4.1～5.10.14(25W)					14020		

注：１　幹部と准陸尉、陸曹及び陸士とは別様とする。

２　認定要件の各欄は上申する特技に関係のあるもののみ記入する。

３　（４）、（９）、(10）は特技番号のみ記入する。

４　（５）欄「幹部上級課程名称」のうち特科の場合は、野戦特科、高射特科に区分する。「委託教育名称」には委託先を併記する。

５　（６）欄は技術陸曹として採用された者、又は国家資格等の保有を義務づけられている特技のみ記入する。

６　(12）欄は、簡単に記入する。

７　第６条２項に該当する者の上申は認定要件欄にその理由を記入する。

別紙第２（第８条関係）

宛先　　発　簡　番　号

年　　月　　日

特 技 認 定 （ 取 消 ） 通 知 書　　特技認定（取消）権者

下記のとおり認定（取消）したので通知する。

記

所　　属	階　級	職　種	氏　　名	認定特技	取消特技	適　　要

規格：日本産業規格Ａ４

注：１　認定（取消）特技欄には名称及び番号を記入する。

２　第９条に規定する接尾記号を必要とする特技には、当該記号を付して通知する。

別紙第３（第８条関係）

宛先

発　簡　番　号

年　　月　　日

教育担当部隊等の長又は特技検定官たる部隊等の長

特　技　認　定　通　知　書

下記の者は、基本〇〇の新隊員課程（後期）（・・～・・）を修了し、特技「名称」（番号）に関し、適格性ありと認められるので認定する。

記

所　　属	階　　級	職　　種	氏　　名	適　　要

規格：日本産業規格Ａ４

注：１　課程名等の記入要領は次のとおりとする。

（１）　幹部初級課程「〇〇科」（期間）を修了し

（２）　幹部（陸曹又は陸士）特技課程「名称」（期間）を修了し

（３）　〇〇特技の集合訓練（期間）を修了し

（４）　〇〇特技の検定に合格し

２　第９条に規定する接尾記号を必要とする特技には、当該記号を付して通知する。